

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【公表番号】特表2018-519920(P2018-519920A)

【公表日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-028

【出願番号】特願2017-568382(P2017-568382)

【国際特許分類】

A 6 1 C 13/275 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 13/275

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月12日(2019.7.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ダイレクト歯科用ブリッジを支持するための補強結合であって、前記補強結合は、細長隣接面バーであって、

外周、歯冠接面および根尖接面によって境界される中央平面パッドと、
前記中央平面パッドの外周から近心方向に延出している第1の挿入アームと、
前記中央平面パッドの外周から遠心方向に延出している第2の挿入アームと、
前記中央平面パッドの歯冠接面から歯冠方向に延出している第1の垂直側壁と、
前記中央平面パッドの歯冠接面から歯冠方向に延出している第2の垂直側壁と、
を備える、細長隣接面バー

を備え、

前記補強結合は、

[A]

前記細長隣接面バーの外部に配置された第1の長手方向端部、および、前記第1の垂直側壁と前記第2の垂直側壁との間に配置された第2の長手方向端部を有する第1の細長トルクバー、および

前記細長隣接面バーの外部に配置された第1の長手方向端部、および、前記第1の垂直側壁と前記第2の垂直側壁との間に配置された第2の長手方向端部を有する第2の細長トルクバー、

または、[B]

前記細長隣接面バーの外部に配置された第1の長手方向端部および第2の長手方向端部、ならびに、前記細長隣接面バーの第1の垂直側壁と第2の垂直側壁との間に挿入された中央部分を有する歯科用繊維

のどちらかをさらに備える、補強結合。

【請求項2】

前記第1の垂直側壁および前記第2の垂直側壁によって境界される、前記中央平面パッドの歯冠接面は、第1および第2の対向する長手方向開口端で溝を形成し、前記第1および第2の対向する長手方向開口端の各々は、前記第1の挿入アームおよび前記第2の挿入アームのうち少なくとも1つと位置合わせされて連絡している、請求項1に記載の補強結合。

【請求項 3】

前記第1の垂直側壁および前記第2の垂直側壁の対向する内表面は内側に曲がっており、前記第1の垂直側壁および前記第2の垂直側壁によって形成された溝の横断面はハトの尾の形状を有する、請求項2に記載の補強結合。

【請求項 4】

前記第1の垂直側壁は、前記中央平面パッドの歯冠接面ならびに前記第1の挿入アームおよび前記第2の挿入アームのうち少なくとも1つの同一平面上の歯冠表面から歯冠方向に延出しており、前記第2の垂直側壁は、前記中央平面パッドの歯冠接面ならびに前記第1の挿入アームおよび前記第2の挿入アームのうち少なくとも1つの同一平面上の歯冠表面から歯冠方向に延出している、請求項1乃至3のいずれか1項に記載の補強結合。

【請求項 5】

前記細長隣接面バーは、前記第1の細長トルクバーおよび前記第2の細長トルクバーと組み合わせて使用され、前記第1の細長トルクバーおよび前記第2の細長トルクバーの各々の角度方向は、前記細長隣接面バーの縦軸から独立して独立して偏向することができ、前記縦軸は、前記細長隣接面バーの近心-遠心方向に配向されている、請求項1乃至4のいずれか1項に記載の補強結合。

【請求項 6】

前記細長隣接面バーは、前記第1の細長トルクバーおよび前記第2の細長トルクバーと組み合わせて使用され、前記第1の細長トルクバーおよび前記第2の細長トルクバーのうち少なくとも1つは屈曲を含む、請求項1乃至4のいずれか1項に記載の補強結合。

【請求項 7】

前記細長隣接面バーは、前記第1の細長トルクバーおよび前記第2の細長トルクバーと組み合わせて使用され、前記第1の細長トルクバーおよび前記第2の細長トルクバーのうち少なくとも1つは、歯科用纖維によって補強されるレジンである、請求項1乃至4のいずれか1項に記載の補強結合。

【請求項 8】

前記細長隣接面バーは、歯科用纖維と組み合わせて使用され、前記歯科用纖維はレジン内の補強材である、請求項1乃至4のいずれか1項に記載の補強結合。

【請求項 9】

請求項1乃至8のいずれか1項に記載の補強結合を備えるキットであって、前記細長隣接面バーは、複数の異なるサイズで提供され、前記複数の異なるサイズの各々は、異なるサイズの臼歯に対応する、前記中央平面パッドの外周をもつ異なるサイズにされたパッドを提供し、前記キットは、ダイレクト歯科用ブリッジを作製する前記補強結合の使用のための指示をさらに備える、キット。

【請求項 10】

ダイレクト歯科用ブリッジを支持するための細長隣接面バーであって、前記細長隣接面バーは、

外周、歯冠接面および根尖接面によって境界される中央平面パッドと、前記中央平面パッドの外周から近心方向に延出している第1の挿入アームと、前記中央平面パッドの外周から遠心方向に延出している第2の挿入アームと、前記中央平面パッドの歯冠接面から歯冠方向に延出している第1の垂直側壁と、前記中央平面パッドの歯冠接面から歯冠方向に延出している第2の垂直側壁と、を備える、細長隣接面バー。

【請求項 11】

前記第1の垂直側壁は、前記中央平面パッドの歯冠接面ならびに前記第1の挿入アームおよび前記第2の挿入アームのうち少なくとも1つの同一平面上の歯冠表面から歯冠方向に延出しており、前記第2の垂直側壁は、前記中央平面パッドの歯冠接面ならびに前記第1の挿入アームおよび前記第2の挿入アームのうち少なくとも1つの同一平面上の歯冠表面から歯冠方向に延出している、請求項10に記載の細長隣接面バー。

【請求項 12】

前記第1の垂直側壁および前記第2の垂直側壁の両方は、前記中央平面パッドの歯冠接面ならびに前記第1の挿入アームおよび前記第2の挿入アームの両方の同一平面上の歯冠表面から歯冠方向に延出している、請求項1_1に記載の細長隣接面バー。

【請求項1_3】

前記第1の垂直側壁および前記第2の垂直側壁は、前記細長隣接面バーの全長に及ぶ、請求項1_2に記載の細長隣接面バー。

【請求項1_4】

前記第1の垂直側壁および前記第2の垂直側壁の対向する内表面は内側に曲がっており、前記第1の垂直側壁および前記第2の垂直側壁によって形成された溝の横断面はハトの尾の形状を有する、請求項1_0乃至1_3のいずれか1項に記載の細長隣接面バー。